

議案第 33 号

石岡市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を制定することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市立児童館を廃止するため。

石岡市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

石岡市児童厚生施設条例（平成17年石岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中石岡市立児童館の項を削る。

第3条各号列記以外の部分中「（石岡市立児童館にあつては，第4号を除く。）」を削る。

第4条中「（石岡市立児童館にあつては，体力増進指導員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は，令和4年4月1日から施行する。